



2018年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社SCREENホールディングス  
代 表 者 名 取締役社長 垣内 永次  
(コード番号 7735 東証 第1部)  
問 合 せ 先 執行役員 経 理・財 務 室 長 太 田 祐 史  
TEL (075) 414 - 7155

2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債および  
2025年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の  
発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2018年5月24日開催の取締役会において決議いたしました2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債および2025年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下I.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	11,578円
(ご参考) 発行条件決定日（2018年5月24日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	9,490円
ロ. アップ率	
$[\{(転換価額)/(株価(終値)) - 1\} \times 100]$	22.00%

(ご参考)

2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 社債の総額 | 150億円および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 発行決議日 | 2018年5月24日                              |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売却は行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

- (3) 新株予約権の割当日  
および社債の払込期日 2018年6月11日  
(ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同じ。)
- (4) 新株予約権を行使すること  
ができる期間 2018年6月25日から2022年5月27日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、または本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2022年5月27日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合には、取得通知の翌日から取得期日までの間(取得通知の日の直前の取引日における当社普通株式の終値が当該日において適用のある転換価額を上回る場合)および取得期日の14日前の日から取得期日までの間(取得通知の日の直前の取引日における当社普通株式の終値が当該日において適用のある転換価額以下である場合)は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。
- また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(またはかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日または社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(または当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令または慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
- (5) 償還期限 2022年6月10日
- (6) 潜在株式による希薄化情報 今回のファイナンスを実施することにより、直近(2018年3月31

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

日現在)の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在株式数の比率は5.38%になる見込みです。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債および2025年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を、直近の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数値であります。なお、潜在株式数の比率の計算において控除する自己株式には、取締役等を対象とする業績連動型株式報酬制度に係る信託に残存する当社の株式を含めております。

※詳細は、本日付の当社プレスリリース「2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債および2025年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

## II. 2025年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

### 新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	12,337円
(ご参考) 発行条件決定日(2018年5月24日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)	9,490円
ロ. アップ率	
$\left[ \frac{\text{転換価額}}{\text{株価(終値)}} - 1 \right] \times 100$	30.00%

(ご参考)

### 2025年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| (1) 社債の総額                   | 150億円および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額  |
| (2) 発行決議日                   | 2018年5月24日   |
| (3) 新株予約権の割当日<br>および社債の払込期日 | 2018年6月11日<br>(ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同じ。)   |
| (4) 新株予約権を行使すること<br>ができる期間  | 2018年6月25日から2025年5月28日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、または本社債の買入消却がなされる場合は、 |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2025年5月28日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合には、取得通知の翌日から取得期日までの間(取得通知の日の直前の取引日における当社普通株式の終値が当該日において適用のある転換価額を上回る場合)および取得期日の14日前の日から取得期日までの間(取得通知の日の直前の取引日における当社普通株式の終値が当該日において適用のある転換価額以下である場合)は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(またはかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日または社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(または当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令または慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償還期限

2025年6月11日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2018年3月31日現在)の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在株式数の比率は5.38%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債および2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を、直近の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数値であります。なお、潜在株式数の比率の計算において控除する自己株式には、取締役等を対象と

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

する業績連動型株式報酬制度に係る信託に残存する当社の株式を含めております。

※詳細は、本日付の当社プレスリリース「2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債および2025年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。